

川越市教育委員会第13回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和5年3月23日 午後2時30分
- 3 閉 会 令和5年3月23日 午後4時35分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝、
飯島 希
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、
教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長
兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼中央公民館長中里
良明、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼
学校管理課長西貝俊哉、学校教育部参事兼教育センター所長嘉
手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴子、
文化財保護課長齊木 隆、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高
等学校事務長宮下 浩、中央図書館副館長島崎 淳一

8 前回会議録の承認

令和4年度第5回定例会会議録、第6回定例会会議録、第7回定例会会議録、第8回定例会会議録、第9回定例会会議録、第10回定例会会議録、第11回臨時会会議録及び第12回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第48号 第4次川越市子ども読書活動推進計画（案）について
（非公開）

日程第2議案第49号 川越市教育委員会職員人事について
（非公開）

日程第3議案第50号 川越市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて
参事兼博物館長

川越市立博物館条例の一部改正に伴い、引用条項の整理をしようとするものであり、施行期日は、令和5年4月1日としようとするものである。改正により、博物館の適正な運営を図ることができるものである。

（全員意義なく、原案とおりの決定）

日程第4議案第51号 川越市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

定年延長に係る地方公務員法の改正により、定年の引き上げに伴い定年前再任用短時間勤務職員が新たに制度化されたため、教職員の定義に加えようとするものである。併せて、暫定再任用短時間勤務についても附則で対応しようとするものである。なお、施行日については、令和5年4月1日から施行しようとするものである。

委員

この改正によって、具体的に何が変わるか伺いたい。

参事兼学校管理課長

定年引き上げに伴い制度化される定年前再任用短時間勤務職員についても、川越市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第2条に規定する教育職員に加えることで、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図ろうとするものである。また、従前対象となっていた、いわゆる再任用短時間勤務の職員については、これまでの制度と同様の取り扱いとなる暫定再任用短時間勤務の職員として整理されたため、当該規則の附則において規定し、引き続き対象としている。

(全員意義なく、原案とおりの決定)

日程第5議案第52号 川越市いじめ問題対策委員会委員を委嘱することについて
(非公開)

日程第6議案第53号 川越市立川越高等学校教育審議会審議委員の委嘱について
(非公開)

日程第7議案第54号 川越市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
(非公開)

日程第8議案第55号 川越市教育委員会部局職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼教育総務課長

当該規則は、川越市職員定数条例に定めている教育委員会の定数447人について教育委員会の事務局及び教育機関の職員のそれぞれの定数の配分を規定している。今回、市立川越高等学校の教諭の定数を増員することにより教育環境を改善し、教育の質の向上を図るため、当該規則の規定の一部を改正しようとするものである。改正の概要について、別表中に規定されている学校の教員の定数である53人を59人に増員することに伴い、その増員の人数6人を市立川越高等学校以外の職員数329人から補てんするものである。施行期日は、公布の日から施行しようとするものである。

委員

この改正を行うことにより、教育環境を改善し、教育の質の向上を図るということであるが、具体的にどのように改善し質の向上になるか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

現在の市立川越高等学校の教員数53人は法定の必要人数から欠けており、その数

が6人となる。来年度予算において人件費の確保ができていた分として、令和5年度に2人分増員し、3年かけて6人分を増員していこうとする計画であり、今回定数の配分を教育委員会内部で調整した。教員を増員させることにより、教育の質を高めていこうとするものである。

委員

足りない部分の補充を3年かけて行うということによいか。

副部長兼教育総務課長

そのとおりである。

(全員意義なく、原案とおり決定)

**日程第9議案第56号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を
求めることについて**

(非公開)

日程第10議案第57号 川越市指定文化財の追加指定について

文化財保護課長

現在、文化財保護課では市制施行100周年記念事業として川越市の文化財の改定を進めており、併せて市指定文化財の状況を確認し、現状記録を行っているところである。執筆及び調査は、川越市文化財保護審議会委員に依頼し、265件の市指定文化財の調査等を進めている。

調査の過程で市指定文化財につき改善すべき事項が明らかになったため、指定文化財の追加指定をしようとするものである。今回の執筆および調査により、文化財指定時の文書の他に、新たな文書が発見されたため、追加指定しようとするものである。指定文化財の変更は、下新河岸斎藤家文書、下小坂平野家文書である。

文化財の指定変更年月日は、令和5年3月24日としようとするものである。なお、令和5年2月3日に開催された川越市文化財保護審議会において、11件の市指定文化財の員数等を変更する旨が答申されている。

委員

指定すると文化財として何が変わるのか。また、文化財は、どのように数えるか伺いたい。

文化財保護課長

文化財指定後については、本市にとって特に重要なものとして文化財的価値が認められる。文化財として指定されたものについては、それを今後、保存、活用していくということになる。数え方であるが、これまで通や冊、軸とばらばらに数えられ指定されていた。この度、通や冊、軸を一つひとつ点として数えるように見直したものである。

委員

管理と活用の関係について伺いたい。

文化財保護課長

現在、市指定文化財は、博物館にある、神社にある、個人所有であるなど、それぞれ文化財の所在を明らかにし、所有者又は管理者等が市指定文化財を管理している。文化財保護課としても、毎年、その数の確認をその所有者や管理者等に確認している。その確認の際に文化財の痛みが激しくなってきたなどの相談を基に計画的に文化財修理を進めている。活用の一例を挙げると、今年度については喜多院の木造天海僧正坐像の修理を終えた機会を捉えて、修理後の坐像を市立美術館で展示したものである。

(全員意義なく、原案とおりの決定)

日程第11 議案第58号 川越市指定文化財の追加指定及び員数の変更について

文化財保護課長

現在、文化財保護課では市制施行100周年記念事業として川越市の文化財の改定を進めており、併せて市指定文化財の状況を確認し、現状記録を行っているところである。執筆および調査は、川越市文化財保護審議会委員に依頼し、265件の市指定文化財の調査等を進めている。

調査の過程で市指定文化財につき改善すべき事項が明らかになったため、指定文化財の追加指定及び員数の変更をしようとするものである。今回の執筆および調査により、文化財指定時の文書の他に、新たな文書が発見されたため、追加指定するとともに、員数の表記の変更を行おうとするものである。変更は、川越氷川神社および三芳野神社文書、喜多町水村家文書、神明町矢沢家文書、上新河岸遠藤家文書、上寺山成田家文書、中院文書、幸町宮岡家文書、旧南町保有文書、郭町北野家文書である。

文化財の指定変更年月日は、令和5年3月24日としようとするものである。なお、令和5年2月3日に開催された川越市文化財保護審議会において、11件の市指定文化財の員数等を変更する旨が答申されている。

(全員意義なく、原案とおりの決定)

10 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第48号は意思決定過程における情報であり、議案第49号、議案第52号、議案第53号、議案第54号及び議案第56号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととし、議案第48号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長）のみで、議案第56号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長、学校管理課長）のみで審議することに決定した。

- (2) 議案第49号及び議案第56号は、人事に関する案件であることから審議順を変更し、「その他」終了後に議案第56号、議案第49号の順番で審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 会議録の署名委員として佐久間委員、飯島委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和5年4月19日（水）午後2時開会に決定した。